

朝日地区地域活性化推進事業について

1. 事業概要

〇〇地区地域活性化推進事業企画書

1 事業の趣旨

「定住の里づくりアクションプラン」で示した施策の方向性の実現や、各地区における緊急かつ重要な施策等について具現化した事業を地域審議会で提案し、第1次村上市総合計画後期実施計画期間内に実施する。

2 事業の概要

- (1) 1地区 50万円以内（予定）のソフト事業とし、地区単位での事業とする。
- (2) 事業期間は平成 26 年度から 28 年度の3か年で自由に活用できるものとし、単年度及び複数年度での実施、事業数は問わないものとする。
- (3) 事業主体は市とし、(仮)〇〇地区地域活性化推進事業として予算計上し、自治振興課及び各支所地域振興課が担当する。
- (4) 各まちづくり協議会の事業計画と重複しない事業とする。

2. 経過

- (1) 地域審議会の意見、提言がよりいっそう市政に反映されるよう地域活性化推進事業を企画した。
- (2) 平成 24 年度から審議し、配偶者確保対策事業に決定した。
【「定住の里づくりアクションプラン」2交流・体験プロジェクト(2)定住・交流人口の拡大④極端な少子化への対策を具体的かつ速やかに実施する必要があります。】の実現
- (3) 平成 25 年度まで審議し、朝日地区地域活性化推進事業企画書(案)を作成

3. 26年度審議事項

- (1) 予算要求に向けた事業内容の確定〔11月予定の第3回地域審議会まで〕
- (2) 実行委員会委員の人選

4. 地域審議会の関わり方

- (1) 実行委員会等の人選、参加
- (2) 参加者の募集、協力団体等への声かけ
- (3) 事業スタッフとして参加

5. 朝日地区地域活性化推進事業計画

事業内容	
参加対象	人数（男性、女性）、年齢、居住地など
告知方法	チラシ、ホームページ、新聞、ラジオなど
募集方法	公募、推薦など

◎朝日地区地域活性化推進事業予算について

- ・実行委員会への負担金として支出することができない。
- ・実行委員の報酬や打合せ会議等の費用弁償は支出できない。

- (1) 報償費・・・講師謝礼など
- (2) 消耗品費・・・文具用紙類、料理教室等の食材料など
- (3) 印刷製本費・・・チラシ、ポスター印刷
- (4) 通信運搬費・・・ハガキ、郵便切手代など
- (5) 広告料・・・新聞などの広告料
- (6) 委託料・・・イベント運営委託、バス運転委託
- (7) 使用料及び賃借料・・・会場やバスの借上料